

平成 20 年度の保育料等について

近年における少子化の進行、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、これに伴い低年齢児に対する保育や保育時間の延長等の保育需要も多様化してきている状況である。このような中で、利用者からの保育に関する幅広い要望に適切に対応するため、各保育所においてもこれらの保育需要に対し、きめ細やかな保育サービスの提供が求められている。

中野市の保育料の見直しにあたっては、従前より、これらの状況を踏まえて、保護者負担の適正化を図ることを考慮し、国の改定状況を基本に、市の財政状況、保護者負担の軽減等を勘案し、慎重に検討してきたところであるが、平成 20 年度については、以下のとおりと考えている。

1 保育料徴収基準額の経過及び階層区分について

平成 17 年 4 月新市の発足に伴い、旧中野市と旧豊田村の合併協議の内容に基づき、旧中野市の保育料を新市の保育料として実施した。

その後、18 年度においては、そのまま据え置きをし、平成 19 年度は、定率減税縮減に伴う各階層区分ごとの所得税額が改正されたが、徴収基準額は、据え置きとされた。

2 平成 20 年度の国における徴収金基準額について

今年度、国が示した保育所徴収基準額表によると、平成 19 年度には所得税定率減税が完全廃止され、また、三位一体の改革の一環として、所得税から住民税への税源移譲により所得税と住民税の税率が変更されたことに伴い、各階層区分ごとの所得税額が改正されたが、徴収金基準額については、昨年度に引き続き据え置かれることとされた。

その結果、平成 20 年度の徴収金基準額表においても同じ年収であれば同じ保育料となるよう改正が行われた。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、支援給付受給世帯を生活保護世帯と同様の扱いとするよう、第 1 階層の定義の改正が行われた。

また、徴収金基準額の多子軽減について、平成 19 年度より同一世帯から 2 人以上が保育所、幼稚園、認定こども園に入所している場合に、年齢の高い児童から 2 人目以降の徴収金基準額を軽減しているが、今回新たに同一世帯から特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している就学前児童も算定人数に含め、年齢の高い児童から 2 人目以降の徴収金基準額の軽減を図ることとされた。

3 平成 20 年度の中野市における保育料等について

本市の保育料改定については、従前から、国の考え方を基本に、市の財政状況等を勘案し定めており、平成 20 年度の保育料については、厳しい財政状況の中ではあるが、子育て支援の充実のため、在籍児童の属する世帯の階層区分の所得税額を国徴収金基準額に合わせ、保育料月額を据え置くこととしたい。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、支給給付世帯を生活保護世帯と同様の扱いとするため、中野市保育料表の第 1 階層の定義の改正を行うこととした。

また、同一世帯から 2 人以上が保育所、幼稚園、認定こども園に入所している場合に保育料を軽減しているが、今回新たに特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している就学前児童も算定人数に含め、年齢の高い児童から 2 人目以降の保育料を軽減することとする。

4 平成 20 年度の保育料の国の徴収基準に対しての市の軽減について

保育料の据え置き等に伴い、市の保育料の軽減率（国の徴収基準額に対して市が保育料を軽減する率）は、22.88%で、総額で 84,586 千円となる見込である。

また、1 人当たりの平均軽減額をみると年額で 67,164 円、月額で 5,597 円の軽減となる。

その結果、1 人当り平均保育料は 18,861 円となる見込み。

（平成 19 年度 18,586 円、県下 19 市中最低金額）

5 中野市入所利用料（私的契約）、長時間保育利用料及び一時的保育利用料について

(1) 入所利用料（私的契約）

据え置きとする。

(2) 長時間保育利用料

据え置きとする。

(3) 一時的保育利用料

据え置きとする。

リフレッシュ保育の実施保育所に松川保育園、たかやしろ保育園及び永田保育園を追加する。

6 平成 20 年度県内各市（当市を除く 18 市）の保育料改定状況（予定）

改定状況

据え置き	17 市
引き下げ	1 市

国の保育所徴収基準額表の改定状況 (H19 H20)

平成19年度保育所徴収金基準額表(国徴収金基準額)

【平成14年度から据置】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)		
階層区分	定	義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		円 0	円 0	円 0
第2-1階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第2-2階層		上記以外の世帯	9,000	6,000	6,000
第3-1階層	市町村民税課税世帯	母子・障害者等の事由による課税世帯	18,500	15,500	15,500
第3-2階層		上記以外の世帯	19,500	16,500	16,500
第4階層	72,000円未満		30,000	27,000 <small>(保育単価限度)</small>	27,000 <small>(保育単価限度)</small>
第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	72,000円以上 180,000円未満	44,500	41,500 <small>(33,090) <small>(保育単価限度)</small></small>	41,500 <small>(26,980) <small>(保育単価限度)</small></small>
第6階層		180,000円以上 459,000円未満	61,000	58,000 <small>(33,090) <small>(保育単価限度)</small></small>	58,000 <small>(26,980) <small>(保育単価限度)</small></small>
第7階層	459,000円以上		80,000 <small>(78,970) <small>(保育単価限度)</small></small>	77,000 <small>(33,090) <small>(保育単価限度)</small></small>	77,000 <small>(26,980) <small>(保育単価限度)</small></small>

平成20年度保育所徴収金基準額表(国徴収金基準額)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)		
階層区分	定	義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0
第2-1階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第2-2階層		上記以外の世帯	9,000	6,000	6,000
第3-1階層	市町村民税課税世帯	母子・障害者等の事由による課税世帯	18,500	15,500	15,500
第3-2階層		上記以外の世帯	19,500	16,500	16,500
第4階層	40,000円未満		30,000	27,000 <small>(保育単価限度)</small>	27,000 <small>(保育単価限度)</small>
第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円以上 103,000円未満	44,500	41,500 <small>(33,370) <small>(保育単価限度)</small></small>	41,500 <small>(27,190) <small>(保育単価限度)</small></small>
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000	58,000 <small>(33,370) <small>(保育単価限度)</small></small>	58,000 <small>(27,190) <small>(保育単価限度)</small></small>
第7階層	413,000円以上		80,000 <small>(79,770) <small>(保育単価限度)</small></small>	77,000 <small>(33,370) <small>(保育単価限度)</small></small>	77,000 <small>(27,190) <small>(保育単価限度)</small></small>

国の徴取基準に対する中野市の徴収割合

平成20年度保育所徴収金基準額表(国徴収金基準額)
【平成19年度から据置】

平成20年度保育所徴収金基準額表(中野市徴収金基準額)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合		
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0		
第2-1階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2-2階層			上記以外の世帯	9,000	6,000	6,000
第3-1階層	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	母子・障害者等の事由による課税世帯	18,500	15,500	15,500
第3-2階層			上記以外の世帯	19,500	16,500	16,500
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満		30,000	27,000	27,000
第5階層		40,000円以上 103,000円未満		44,500	41,500 (33,370) (保育単価限度)	41,500 (27,190) (保育単価限度)
第6階層		103,000円以上 413,000円未満		61,000	58,000 (33,370) (保育単価限度)	58,000 (27,190) (保育単価限度)
第7階層		413,000円以上		80,000 (79,770) (保育単価限度)	77,000 (33,370) (保育単価限度)	77,000 (27,190) (保育単価限度)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合		
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0		
第2-1階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2-2階層			上記以外の世帯	8,800 97.8%	5,800 96.7%	5,800 96.7%
第3階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯		13,300 68.2%	9,800 59.4%	9,800 59.4%
第4-1階層		12,000円未満		19,600 65.3%	17,100 63.3%	17,100 63.3%
第4-2階層		12,000円以上 40,000円未満		25,700 85.7%	21,800 80.7%	20,300 75.2%
第5階層		40,000円以上 103,000円未満		40,000 89.9%	26,700 64.3%	23,800 57.3%
第6階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	103,000円以上 413,000円未満		49,800 81.6%	29,200 50.3%	26,200 45.2%
第7階層		413,000円以上		50,200 62.8%	30,200 39.2%	26,700 34.7%

中野市保育料表

(別表1) 平成19年7月1日

在籍する児童の属する世帯の階層区分			保 育 料 額 (月 額)		
			3 歳 未満児	3歳児	4 歳 以上児
階 層	定 義				
第1	生活保護法による被保護世帯		円 0	円 0	円 0
第2-1	第1階層及び 第4-1階層 ～第7階層を 除き、前年分 の所得税非課 税世帯	前年度分の 市町村民税 非課税世帯	0	0	0
第2-2		上記以外の世帯	8,800 (4,400) [0]	5,800 (2,900) [0]	5,800 (2,900) [0]
第3	前年度分の市町村民税課税世帯		13,300 (6,650) [0]	9,800 (4,900) [0]	9,800 (4,900) [0]
第4-1	前年分の所得税額が 20,000円未満の世帯		19,600 (9,800) [0]	17,100 (8,550) [0]	17,100 (8,550) [0]
第4-2	第1階層を除 き、前年分の 所得 税 課 税 世 帯	20,000円以上 72,000円未満の世帯	25,700 (12,850) [0]	21,800 (10,900) [0]	20,300 (10,150) [0]
第5		72,000円以上 180,000円未満の世帯	40,000 (20,000) [0]	26,700 (13,350) [0]	23,800 (11,900) [0]
第6	180,000円以上 459,000円未満の世帯		49,800 (24,900) [0]	29,200 (14,600) [0]	26,200 (13,100) [0]
第7	459,000円以上の世帯		50,200 (25,100) [0]	30,200 (15,100) [0]	26,700 (13,350) [0]

同一世帯から保育園、幼稚園又は認定こども園に2人入園している場合の保育料
年齢の1番目に高い児童が全額・年齢の2番目に高い児童が半額()内の額になります。(備考3で説明)

同一世帯から保育園、幼稚園又は認定こども園に3人以上入園している場合の保育料
年齢の3番目に高い児童以降の保育料が無料[]内の額になります。(備考3で説明)

中野市保育料表

(別表1) 平成20年7月1日

在籍する児童の属する世帯の階層区分			保 育 料 額 (月 額)		
			3 歳 未満児	3歳児	4 歳 以上児
階 層	定 義				
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に よる支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0
第2-1	第1階層及び 第4-1階層 ～第7階層を 除き、前年分 の所得税非課 税世帯	前年度分の 市町村民税 非課税世帯	0	0	0
第2-2		上記以外の世帯	8,800 (4,400) [0]	5,800 (2,900) [0]	5,800 (2,900) [0]
第3	前年度分の市町村民税課税世帯		13,300 (6,650) [0]	9,800 (4,900) [0]	9,800 (4,900) [0]
第4-1	前年分の所得税額が 12,000円未満の世帯		19,600 (9,800) [0]	17,100 (8,550) [0]	17,100 (8,550) [0]
第4-2	第1階層を除 き、前年分の 所得 税 課 税 世 帯	12,000円以上 40,000円未満の世帯	25,700 (12,850) [0]	21,800 (10,900) [0]	20,300 (10,150) [0]
第5		40,000円以上 103,000円未満の世帯	40,000 (20,000) [0]	26,700 (13,350) [0]	23,800 (11,900) [0]
第6	103,000円以上 413,000円未満の世帯		49,800 (24,900) [0]	29,200 (14,600) [0]	26,200 (13,100) [0]
第7	413,000円以上の世帯		50,200 (25,100) [0]	30,200 (15,100) [0]	26,700 (13,350) [0]

同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、
難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービス
を利用している場合の保育料
年齢の1番目に高い児童が全額・年齢の2番目に高い児童が半額()内の額になります。(備考3で説明)

同一世帯から3人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、
難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービス
を利用している場合の保育料
年齢の3番目に高い児童以降の保育料が無料[]内の額になります。(備考3で説明)

【現行】

備 考

- 1 税額については、配当控除、住宅取得控除などの特別減税は税額前の額を適用し、定率減税は減税後の税額を適用する。
- 2 母子世帯等のうち第3階層に該当する世帯については、1階層下位の階層に認定するものとする。
- 3 第2 - 2階層から第7階層までの世帯で、同一世帯から保育園、幼稚園又は認定こども園に2人以上入園している場合の保育料は、次のとおりとする。

児童の年齢区分	保育料額
ア 2番目に年齢が高い児童 (同年齢の児童が2人以上いる場合は、いずれかの児童を年齢の高い児童とみなす。)	保育料表に定める額×0.5 (中段)
イ ア及び最も年齢が高い児童を除く児童	無 料 (下段)

- 4 4月から6月については、保育料表の「前年分」を「前々年分」、「前年度分」を「前々年度分」と読み替えるものとする。

(別表2)

○入所利用料(私的契約児)(月額)

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
50,200円	30,200円	26,700円

同一世帯内で児童が2人以上入所している場合の取り扱いについては、保育料徴収基準を準用する。

(別表3)

長時間保育利用料 (月額)

区 分	金 額			
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
生活保護世帯	1日	0円	0円	0円
	午前	0円	0円	0円
	午後	0円	0円	0円
前年分所得税 非課税世帯	1日	3,000円(1,500円)	4,000円(2,000円)	5,000円(2,500円)
	午前	900円(450円)	1,300円(650円)	1,300円(650円)
	午後	2,100円(1,050円)	2,700円(1,350円)	3,700円(1,850円)
前年分所得税 課税世帯	1日	4,000円(2,000円)	5,500円(2,750円)	6,500円(3,250円)
	午前	1,200円(600円)	1,800円(900円)	1,800円(900円)
	午後	2,800円(1,400円)	3,700円(1,850円)	4,700円(2,350円)

()内は1ヶ月12日までの利用の場合の料金

(別表4)

一時的保育利用料(1回)

区 分	8時間以内	4時間以内	延長料
3歳未満児	2,200円	1,100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	200円

給食費については、実費(1回100円)をいただきます。

事業内容

利用区分	利用対象	実施保育所
(1)臨時保育	保護者の労働、職業訓練、就学又は傷病等の事由により、断続的に家庭保育が困難になる児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、永田
(2)緊急保育	保護者の傷病、災害、事故又は冠婚葬祭等の事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、永田
(3)リフレッシュ保育	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、一時的に保育を必要とする児童を保育する	平岡

【改定案】

備 考

- 1 税額については、配当控除、住宅取得控除、国税電子申告・納税システムなどの特別控除は控除前の額を適用する。
- 2 母子世帯等のうち第3階層に該当する世帯については、1階層下位の階層に認定するものとする。
- 3 第2 - 2階層から第7階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料は次のとおりとする。

児童の年齢区分	保育料額
ア 2番目に年齢が高い児童 (同年齢の児童が2人以上いる場合は、いずれかの児童を年齢の高い児童とみなす。)	保育料表に定める額×0.5 (中段)
イ ア及び最も年齢が高い児童を除く児童	無 料 (下段)

- 4 4月から6月については、保育料表の「前年分」を「前々年分」、「前年度分」を「前々年度分」と読み替えるものとする。

(別表2)

○入所利用料(私的契約児)(月額)

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
50,200円	30,200円	26,700円

同一世帯内で児童が2人以上入所している場合の取り扱いについては、保育料徴収基準を準用する。

(別表3)

長時間保育利用料 (月額)

区 分	金 額			
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
生活保護世帯	1日	0円	0円	0円
	午前	0円	0円	0円
	午後	0円	0円	0円
前年分所得税 非課税世帯	1日	3,000円(1,500円)	4,000円(2,000円)	5,000円(2,500円)
	午前	900円(450円)	1,300円(650円)	1,300円(650円)
	午後	2,100円(1,050円)	2,700円(1,350円)	3,700円(1,850円)
前年分所得税 課税世帯	1日	4,000円(2,000円)	5,500円(2,750円)	6,500円(3,250円)
	午前	1,200円(600円)	1,800円(900円)	1,800円(900円)
	午後	2,800円(1,400円)	3,700円(1,850円)	4,700円(2,350円)

()内は1ヶ月12日までの利用の場合の料金

(別表4)

一時的保育利用料(1回)

区 分	8時間以内	4時間以内	延長料
3歳未満児	2,200円	1,100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	200円

給食費については、実費(1回100円)をいただきます。

事業内容

利用区分	利用対象	実施保育所
(1)臨時保育	保護者の労働、職業訓練、就学又は傷病等の事由により、断続的に家庭保育が困難になる児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、永田
(2)緊急保育	保護者の傷病、災害、事故又は冠婚葬祭等の事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、永田
(3)リフレッシュ保育	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、一時的に保育を必要とする児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、永田

平成20年度 市保育料改定試算

中野市分	年間保育 人員	支 弁 総 額	1人当り 支弁額 ÷	国徴収金	市調定額	軽 減 額 - =	1人当り 国徴収金 ÷ =	1人当り 市保育料 ÷ =	1人当り 軽減額 -	軽減率 % ÷	アップ率	
											国	市
平成元年	15,223	463,938,730	30,476	293,635,870	259,573,820	34,062,050	19,288	17,051	2,237	11.60%	3.79	3.17
平成2年	14,350	487,749,010	33,989	298,087,110	251,743,415	46,343,695	20,772	17,543	3,229	15.55%	4.55	0.00
平成3年	14,571	532,650,520	36,555	323,658,690	270,903,265	52,755,425	22,212	18,592	3,620	16.30%	6.02	4.66
平成4年	14,695	571,499,800	38,890	347,631,890	284,788,955	62,842,935	23,656	19,380	4,276	18.08%	5.39	0.00
平成5年	15,143	612,381,420	40,439	371,624,110	301,121,610	70,502,500	24,540	19,885	4,655	18.97%	4.01	1.35
平成6年	14,141	574,964,990	40,659	358,467,590	289,578,420	68,889,170	25,349	20,478	4,871	19.22%	3.72	1.66
平成7年	13,879	587,710,730	42,345	388,568,040	299,592,065	88,975,975	27,996	21,586	6,410	22.90%	2.28	0.00
平成8年	13,997	611,653,310	43,698	390,751,920	302,484,750	88,267,170	27,916	21,611	6,305	22.59%	2.48	0.53
平成9年	13,919	649,664,450	46,674	405,732,720	308,003,530	97,729,190	29,149	22,128	7,021	24.09%	1.63	0.26
平成10年	14,630	673,281,720	46,020	418,066,760	320,640,708	97,426,052	28,575	21,917	6,658	23.30%	0.05	1.05
平成11年	14,593	664,265,370	45,519	401,004,480	309,709,735	91,294,745	27,479	21,223	6,256	22.77%	0.00	0.00
平成12年	14,852	680,714,210	45,833	393,624,380	295,032,493	98,591,887	26,503	19,865	6,638	25.05%	2.45	4.52
平成13年	14,229	688,805,540	48,408	386,680,930	286,932,737	99,748,193	27,175	20,165	7,010	25.80%	5.30	2.68
平成14年	14,298	684,148,040	47,849	370,639,410	281,937,836	88,701,574	25,922	19,719	6,203	23.93%	0.00	0.00
平成15年	14,546	693,067,410	47,646	361,732,160	272,424,649	89,307,511	24,868	18,728	6,140	24.69%	0.00	1.72
平成16年	15,111	714,288,270	47,269	364,724,390	273,010,451	91,713,939	24,136	18,067	6,069	25.15%	0.00	1.02
平成17年	16,472	776,041,170	47,112	418,956,810	307,709,963	111,246,847	25,434	18,681	6,753	26.55%	0.00	0.00
平成18年	16,344	767,193,470	46,940	417,701,260	310,271,506	107,429,754	25,556	18,984	6,572	25.72%	0.00	0.00
平成19年	16,159	767,769,070	47,513	393,402,050	300,328,115	93,073,935	24,345	18,586	5,759	23.66%	0.00	0.00
平成20年	15,112	681,707,520	45,110	369,624,360	285,038,080	84,586,280	24,458	18,862	5,596	22.88%	0.00	0.00

平成20年については4/1から6/1までの入所等実績により見込んだ数値。

平成16年以前のデータについては、旧中野市分のみの数値

平成20年度保育料改定資料

19市保育料軽減額等調書

コード	保育料 市名	平成17年度 <small>(安曇野市は平成17年10月合併のため数値なし)</small>						平成18年度						平成19年度								
		一人当りの月 平均保育料	順位	一人当りの 軽減額	順位	軽減率%	順位	一人当りの月 平均保育料	順位	一人当りの 軽減額	順位	軽減率%	順位	延児童数	国徴収金 (千円)	市保育料 (千円)	一人当りの月 平均保育料	順位	一人当りの 軽減額	順位	軽減率%	順位
1	長野市	20,160	8	7,723	3	27.70	3	20,406	9	8,058	3	28.31	4	102,731	2,835,858	2,085,944	20,305	10	7,300	8	26.44	9
2	松本市	17,853	1	6,149	11	25.62	10	19,093	4	6,577	8	25.62	7	63,250	1,635,723	1,203,042	19,020	3	6,841	9	26.45	8
3	上田市	21,003	14	6,122	12	22.57	12	20,204	8	6,774	7	25.11	8	32,003	860,460	649,822	20,305	11	6,582	10	24.48	10
4	岡谷市	20,360	9	7,689	4	27.41	5	19,707	6	8,443	1	29.99	2	16,431	461,443	334,994	20,388	12	7,696	6	27.40	6
5	飯田市	20,969	13	5,940	13	22.08	13	21,485	12	5,631	14	20.77	14	38,151	1,032,318	731,163	19,165	5	7,894	5	29.17	3
6	諏訪市	20,965	12	5,151	15	19.72	15	32,497	19	6,430	10	16.52	15	17,218	486,097	389,620	22,629	17	5,603	15	19.85	15
7	須坂市	20,676	10	6,367	10	23.54	11	20,741	11	6,407	11	23.60	11	16,554	450,281	350,755	21,189	13	6,012	13	22.10	14
8	小諸市	18,794	5	6,815	8	26.61	6	21,969	15	3,649	18	14.25	18	8,347	209,992	180,094	21,576	15	3,582	18	14.24	18
9	伊那市	23,414	18	4,728	16	16.80	16	21,818	14	6,289	12	22.38	12	26,279	736,771	523,059	19,904	7	8,132	3	29.01	4
10	駒ヶ根市	21,640	15	7,504	5	25.75	9	21,551	13	7,020	6	24.57	10	10,830	316,058	229,864	21,225	14	7,959	4	27.27	7
12	大町市	19,448	6	7,373	6	27.49	4	18,964	2	8,373	2	30.63	1	8,270	230,118	157,590	19,056	4	8,770	1	31.52	1
13	飯山市	19,712	7	6,926	7	26.00	8	19,224	5	6,289	13	24.65	9	8,009	209,895	160,760	20,072	8	6,135	12	23.41	13
14	茅野市	22,647	17	4,155	18	15.50	18	22,771	17	4,061	16	15.13	16	20,958	564,915	482,057	23,001	18	3,954	17	14.67	17
15	塩尻市	18,722	4	8,420	1	31.02	1	19,793	7	7,349	5	27.08	5	21,276	599,893	420,525	19,765	6	8,431	2	29.90	2
16	千曲市	18,707	3	7,791	2	29.40	2	18,790	1	7,699	4	29.07	3	21,174	555,008	397,868	18,790	2	7,421	7	28.31	5
17	佐久市	22,072	16	4,203	17	15.99	17	22,228	16	3,919	17	14.99	17	29,011	754,465	636,046	21,924	16	4,082	16	15.70	16
18	東御市	20,750	10	5,559	13	21.13	13	20,525	10	5,445	15	20.97	13	10,805	286,098	217,517	20,131	9	6,347	11	23.97	11
19	安曇野市							23,915	18	2,407	19	9.14	19	28,735	748,309	705,715	24,559	19	1,482	19	5.69	19
11	中野市	18,681	2	6,754	9	26.55	7	18,984	3	6,573	9	25.72	6	16,159	393,402	300,328	18,586	1	5,760	14	23.66	12
	平均	20,365		6,409		23.94		21,298		6,179		22.55		26,115	703,532	534,566	20,610		6,315		23.33	

平成20年度 保育園児童数一覧表

平成20年4月1日現在

(人)

保育園	市内	市外	公私	定員	入所児童数							
					0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
みなみ	内	公	180	通常	1	10	11	33	35	36	126	
				私的				1		1	2	
				広域								
				計	1	10	11	34	35	37	128	
平野	内	公	210	通常	3	13	15	43	54	48	176	
				私的				2	1		3	
				広域					1		1	
				計	3	13	15	45	56	48	180	
西町	内	公	120	通常		10	15	31	20	21	97	
				私的				3			3	
				広域								
				計		10	15	34	20	21	100	
松川	内	公	160	通常	1	14	23	37	43	40	158	
				私的						2	2	
				広域								
				計	1	14	23	37	43	42	160	
みよし	内	公	90	通常		5	13	26	13	20	77	
				私的						2	2	
				広域								
				計		5	13	26	13	22	79	
高丘	内	公	140	通常		8	17	31	26	45	127	
				私的					1	1	2	
				広域		1		1			2	
				計		9	17	32	27	46	131	
長丘	内	公	80	通常		2	5	9	12	12	40	
				私的								
				広域								
				計		2	5	9	12	12	40	
平岡	内	公	150	通常		11	10	28	38	42	129	
				私的				2	1		3	
				広域								
				計		11	10	30	39	42	132	
たかやしろ	内	公	120	通常		4	8	25	24	26	87	
				私的			1		1		2	
				広域		1		2			3	
				計		5	9	27	25	26	92	
永田	内	公	60	通常		2	5	11	12	17	47	
				私的								
				広域								
				計		2	5	11	12	17	47	
豊井	内	公	120	通常		4	7	12	15	27	65	
				私的						1	1	
				広域								
				計		4	7	12	15	28	66	
市内公立計				1,430	通常	5	83	129	286	292	334	1,129
					私的			1	8	4	7	20
					広域		2	3	1		6	
					計	5	85	130	297	297	341	1,155
ひよこ	内	私	90	通常	4	18	17	13	23	17	92	
				私的								
				広域			1	3			4	
				計	4	18	18	16	23	17	96	
市内私立計				90	通常	4	18	17	13	23	17	92
					私的							
					広域		1	3			4	
					計	4	18	18	16	23	17	96
市内公・私立小計					通常	9	101	146	299	315	351	1,221
					私的		1	8	4	7	20	
					広域		2	1	6	1	10	
					計	9	103	148	313	320	358	1,251
市外公・私立小計					通常		5	6	7	8	6	32
					私的							
					計		5	6	7	8	6	32
総計					通常	9	106	152	306	323	357	1,253
					私的		1	8	4	7	20	
					広域		2	1	6	1	10	
					計	9	108	154	320	328	364	1,283

平成20年度 長時間保育児童数一覧表

平成20年4月1日現在

保育園	定員	年齢別児童数												種別						利用区分								
		0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計		第1種		第2種		第3種		1日		午前		午後		
		1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	
みなみ	180	通常			1	1	4		8	2	7	1	7		27	4	13	3	14	1			16	2	3	1	8	1
		広域																										
		計			1	1	4		8	2	7	1	7		27	4	13	3	14	1			16	2	3	1	8	1
		合計			2		4		10		8		7		31		16		15				18		4		9	
平野	210	通常			4	1	5		7		9	2	10	1	35	4	13		22	4			25	3	2		8	1
		広域																										
		計			4	1	5		7		9	2	10	1	35	4	13		22	4			25	3	2		8	1
		合計			5		5		7		11		11		39		13		26				28		2		9	
西町	120	通常			5	1	5	1	10	2	8	1	7	1	35	6	8	4	14		13	2	29	2	2		4	4
		広域																										
		計			5	1	5	1	10	2	8	1	7	1	35	6	8	4	14		13	2	29	2	2		4	4
		合計			6		6		12		9		8		41		12		14		15		31		2		8	
松川	160	通常			4	2	8	2	13	3	7	1	10	4	42	12	19	9	23	3			22	7	9		11	5
		広域																										
		計			4	2	8	2	13	3	7	1	10	4	42	12	19	9	23	3			22	7	9		11	5
		合計			6		10		16		8		14		54		28		26				29		9		16	
みよし	90	通常			1		8	2	3		7		7	1	26	3	6	2	8	1	12		21		2		3	3
		広域																										
		計			1		8	2	3		7		7	1	26	3	6	2	8	1	12		21		2		3	3
		合計			1		10		3		7		8		29		8		9		12		21		2		6	
高丘	140	通常			2		3		5	2	8	3	11	2	29	7	16	5	15	2			22	1	3	1	6	5
		広域			1				1						2													
		計			3		3		6	2	8	3	11	2	31	7	16	5	15	2			22	1	3	1	6	5
		合計			3		3		8		11		13		38		21		17				23		4		11	
長丘	80	通常					2				4	1	4	1	10	2	3	2	7				6				4	2
		広域																										
		計					2				4	1	4	1	10	2	3	2	7				6				4	2
		合計					2				5		5		12		5		7				6				6	
平岡	150	通常			4		2	1	5	2	1	2	8	3	20	8	9	6	11	2			15	3	2		3	5
		広域																										
		計			4		2	1	5	2	1	2	8	3	20	8	9	6	11	2			15	3	2		3	5
		合計			4		3		7		3		11		28		15		13				18		2		8	
たかやしろ	120	通常			3		2		3		4		7	1	19	1	11	1	9				12				8	1
		広域							1						1													
		計			3		2		4		4		7	1	20	1	11	1	9				12				8	1
		合計			3		2		4		4		8		21		12		9				12				9	
永田	60	通常			2				2		3	1	4	2	11	3	6	1	5	2			6	1	3		2	2
		広域																										
		計			2				2		3	1	4	2	11	3	6	1	5	2			6	1	3		2	2
		合計			2				2		4		6		14		7		7				7		3		4	
豊井	120	通常			1		2		2		3		5		13		7		6				10		1		2	
		広域																										
		計			1		2		2		3		5		13		7		6				10		1		2	
		合計			1		2		2		3		5		13		7		6				10		1		2	
市内公立計	1,430	通常			27	5	41	6	58	11	61	12	80	16	267	50	111	33	134	15	25	2	184	19	27	2	59	29
		広域			1				2						3													
		計			28	5	41	6	60	11	61	12	80	16	270	50	111	33	134	15	25	2	184	19	27	2	59	29
		合計			33		47		71		73		96		320		144		149		27		203		29		88	